

ふるさとと笠間の未来へ投資を！

▶▶ ふるさと納税の寄附金控除が受けられる人は？

寄附金控除の条件を満たす方（所得税や住民税（所得割）を納めている方）が対象です。
給与収入が 100 万円以下の方など個人住民税の所得割が非課税の場合は、寄附金控除を受けることができません。

▶▶ 自分はいくらまでふるさと納税できるの？

ふるさと納税額（寄附金額）限度はありません。
ただし、寄附金控除を受けるにあたり、自己負担 2,000 円でふるさと納税できる上限額（控除限度額）は収入や家族構成により異なります。ご自身の限度額を調べたい方は、「ふるさと納税ポータルサイト」等をご利用ください。

▶▶ 具体的な手続き方法は？

本所税務課・各支所地域課の窓口で受付け後、納付書またはクレジットカード等（本所税務課のみ）でお支払いください。
インターネットからは、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」でお申込みください。

税の控除は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をしてください。

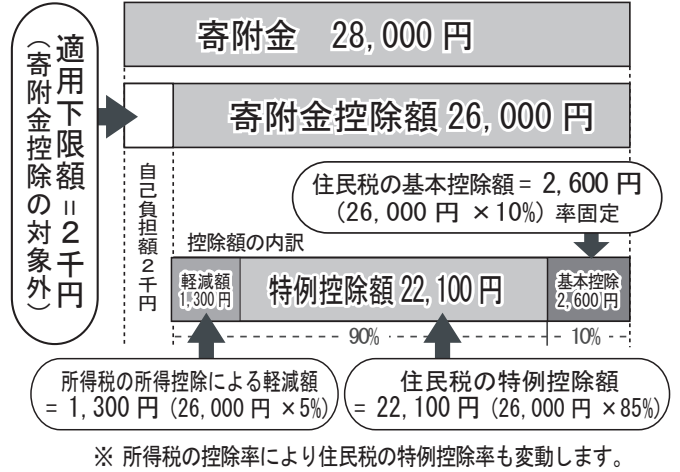
※ 確定申告は、スマートフォンでも可能な [e-Tax] が便利です。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

※ ワンストップ特例制度もご利用いただけます。

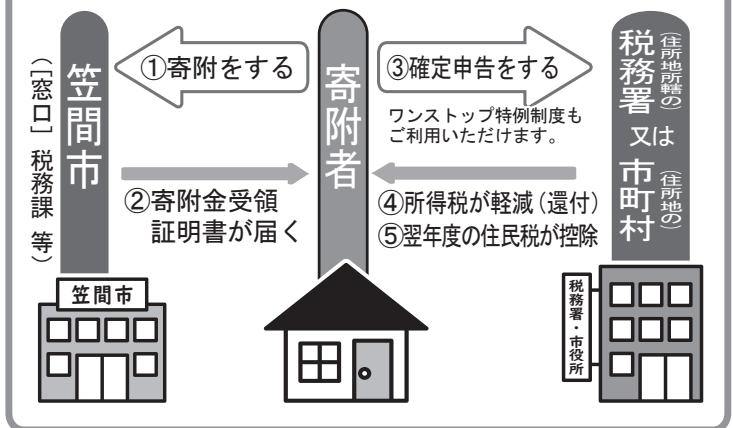
寄附金控除のイメージ

給与収入 300 万円で扶養親族なし、社会保険料等 45 万円としての計算例

（28,000 円以下のふるさと納税（寄附額）であれば、自己負担額は 2,000 円となります。）



寄附金手続きの流れ



ふるさとチョイスを利用される方は

笠間市 ふるさとチョイス 検索

① 検索サイトで

[笠間市 ふるさとチョイス] で検索する。

② [ふるさとチョイス] のサイトから

「地域でさがす」 → 「茨城県」 → 「笠間市」

